

保 発 0630 第 7 号
平成 29 年 6 月 30 日

(別 記) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別記)

公益社団法人 日本医師会 会長
公益社団法人 日本歯科医師会 会長
公益社団法人 日本薬剤師会 会長
一般社団法人 日本病院会 会長
公益社団法人 全日本病院協会 会長
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長
一般社団法人 日本医療法人協会 会長
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 会長
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長
一般社団法人 日本私立医科大学協会 会長
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 会長
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長
公益社団法人 日本看護協会 会長
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長
公益財団法人 日本訪問看護財団 理事長
独立行政法人 国立病院機構 理事長
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長
独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長

保 発 0630 第 1 号
平成 29 年 6 月 30 日

都道府県知事 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論

の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。
また、その他所要の規定の整理を行うこと。

第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
 - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとする。こと。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
 - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
 - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
 - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記

載することとすること。(高確則様式第5号関係)

5 施行期日及び経過措置(附則関係)

平成29年10月1日から施行すること。(その他所要の規定の整備にあつては同年7月1日に施行すること)。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとすること。

第3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)の一部改正(改正告示第1条関係)

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき370円</u>
B	医療の必要性の高い者※1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき200円</u>
		<u>(平成30年4月1日から) 1日につき370円</u>
C	指定難病患者※2	1日につき0円

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成29年10月1日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食100円、1日0円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者(指定難病患者を除く。)の一般所得者の食費の標準負担額を、平成30年4月1日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養(I)※の場合は一食460円、生活療養(II)の場合は一食420円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0630 第 2 号
平成 29 年 6 月 30 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。

また、その他所要の規定の整理を行うこと。

第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
 - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
 - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
 - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
 - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（高確則様式第 5 号関係）

5 施行期日及び経過措置（附則関係）

平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。（その他所要の規定の整備にあつては同年 7 月 1 日に施行すること）。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとする。

第 3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成 29 年 10 月 1 日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食 100 円、1 日 0 円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費の標準負担額を、平成 30 年 4 月 1 日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0630 第 3 号
平成 29 年 6 月 30 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。

また、その他所要の規定の整理を行うこと。

第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
 - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
 - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
 - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
 - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
 - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（高確則様式第 5 号関係）

5 施行期日及び経過措置（附則関係）

平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。（その他所要の規定の整備にあつては同年 7 月 1 日に施行すること）。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとする。

第 3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成 29 年 10 月 1 日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食 100 円、1 日 0 円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費の標準負担額を、平成 30 年 4 月 1 日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案」(概要)

1. 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費等の見直しに係る所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」について

健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について、下記の改正を行う。

ア 生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加する。

イ アの追加に伴い以下の省令様式の整備を行う。

- ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険限度額適用認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案」について

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」について、下記の改正を行う。

ア 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、①医療の必要性の低い者（医療区分Ⅰ）について、平成29年10月から居住費を1日320円から370円に、②医療の必要性の高い者（医療区分Ⅱ又はⅢ）について、平成29年10月から居住費を1日0円から200円に、平成30年4月から370円に引き上げることとする。

ただし、指定難病患者及び老齢福祉年金受給者の居住費は、引き続き1日0円

とする。

イ 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、境界層該当者の食費及び居住費については、平成29年10月から一食100円、1日0円とする。

ウ 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療区分Ⅱ又はⅢ（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費は、平成30年4月から一食460円となっているが、医療区分Ⅰの一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）*の場合は一食460円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食420円とする。

※管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

3. 改正法令

- ・健康保険法施行規則
- ・船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）
- ・国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
- ・健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）
- ・後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）

4. 根拠法令

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第85条の2第2項及び第207条
- ・船員保険法（昭和14年法律第73号）第62条第2項及び第155条
- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第52条の2第2項及び第120条
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第75条第2項及び第166条

5. 公布（告示）日・施行（適用）期日

公布（告示）日：平成29年6月下旬（予定）

施行（適用）期日：平成29年10月1日（その他所要の規定の整備にあつては7月1日に施行する）

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

※赤字は今回の改正

		医療区分Ⅰ 健保則第62条の3第4号又は第5号以外 高確則第40条第3号又は第4号以外		医療区分ⅡⅢ 健保則第62条の3第4号 高確則第40条第3号		指定難病患者 健保則第62条の3第5号 高確則第40条第4号	
		食費 (一食)	居住費 (一日)	食費 (一食)	居住費 (一日)	食費 (一食)	居住費 (一日)
一般所得 健保則第62条の3 第1号～第3号、 <u>第6号</u> 以外 高確則第40条 第1号、第2号 <u>又は第6号</u> 以外		① 生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	④ ・ <u>29年10月～</u> 360円 ・30年4月～ 460円 ⇒ <u>生活療養（Ⅰ）460円</u> <u>生活療養（Ⅱ）420円</u>	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑦ 260円	0円
70歳未満	70歳以上						
低所得 健保則第62条 の3第1号	低所得Ⅱ 健保則第62条の3第2号 高確則第40条第1号	② 210円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	⑤ 210円 ※90日超で160円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑧ 210円 ※90日超で160円	0円
	低所得Ⅰ 健保則第62条の3第3号 高確則第40条第2号	③ 130円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	⑥ 100円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑨ 100円	0円
老齢福祉年金受給者 (<u>高確則第40条第5号</u>) <u>境界層該当者</u> (<u>健保則第62条の3第6号</u> <u>高確則第40条第6号</u>)		⑩ 100円	0円	⑩ 100円	0円	⑩ 100円	0円

※①～⑩は生活療養標準負担額の告示の規定順

○厚生労働省告示第百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条の二第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成八年厚生省告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 (略)</p> <p>二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。</p>

区	分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。)の入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額)
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額)
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき三百七十円と一食につき二百四十円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額)

区	分	額
規則第六十二条の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下この項において「基準」という。)の入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	基準の入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百四十円との合計額(ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額)
規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第五十五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額

第二條 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正
 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)

規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百円との合計額(ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百円との合計額)	規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額	規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額
規則第六十二条の三第五号の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下のものである者	規則第六十二条の三第五号の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	(新設)	(新設)
規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百六十円との合計額	(新設)	(新設)
規則第六十二条の三第六号に該当する者	一日につき零円と一食につき百円との合計額	(新設)	(新設)

改正後	改正前
一 (略) 二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。	一 (略) 二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものは、三食に相当する額を限度とする。

区	分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号に該当する者	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき三百七十円と一食につき四百十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）

区	分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するものうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するものうち、令第十四条第七項に該当するもの	一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当するもの	一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額

<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）</p>
<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき三百七十円と一食につき百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき百六十円との合計額）</p>
<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第六号に該当する者</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>
<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき百六十円との合計額</p>
<p>規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの</p>	<p>一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

○厚生労働省令第六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項、第九十七条第二項及び第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百四十五条第二項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二百十条並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十五条第二項及び第六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(生活療養標準負担額の減額の対象者)		(生活療養標準負担額の減額の対象者)	
第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。		第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
一 令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者（第六号に該当する者を除く。）		一 令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者	

二 令第四十三條第一項第二号八又は第三号八の規定の適用を受ける者(第六号に該当する者を除く。)

三 令第四十三條第一項第二号二又は第三号二の規定の適用を受ける者(第六号に該当する者を除く。)

四・五 (略)

六 被保険者又はその被扶養者が療養のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者をいう。)である者であつて、第三号及び前号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなるもの

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六條 法第百一條又は第百六條の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 一四 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八條の二 令第四十一條第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならない。

一 一四 (略)

2 被保険者は、認定を受けようとする者が令第四十二條第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

3 (略)

4 被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一 一三 (略)

二 一四 (略)

(令第四十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者)

第一百條 令第四十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一條第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八條第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二條の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

二 令第四十三條第一項第二号八又は第三号八の規定の適用を受ける者

三 令第四十三條第一項第二号二又は第三号二の規定の適用を受ける者

四 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五條第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

(新設)

(出産育児一時金の支給の申請)

第八十六條 法第百一條の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

一 一三 (略)

二 一四 (略)

(特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八條の二 令第四十一條第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならない。

一 一四 (略)

2 認定を受けようとする者は、令第四十二條第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

3 (略)

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、遅滞なく、実施期間を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至つたことによる申出においては、第二項の規定を準用する。

一 一三 (略)

二 一四 (略)

(令第四十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者)

第一百條 令第四十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第四十一條第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、第五十八條第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額があれば生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による保護を要しなくなる者又は第六十二條の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者とする。

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。
- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「境」と記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号	番 号	
	氏 名		男女
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名		男女
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	
	住 所		
発 行 年 月 日		平成 年 月 日	
有 効 期 限		平成 年 月 日	
適 用 区 分			
長 期 入 院 当		平成 年 月 日	保 険 者 印
保 険 者	所在地		
	保険者番号 名称及び印		

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。
- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記 号	番 号	
	氏 名		男女
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適 用 ・ 減 額 対 象 者	氏 名		男女
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日	
	住 所		
発 行 年 月 日		平成 年 月 日	
有 効 期 限		平成 年 月 日	
適 用 区 分			
長 期 入 院 当		平成 年 月 日	保 険 者 印
保 険 者	所在地		
	保険者番号 名称及び印		

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定疾病給付対象療養に係る認定)</p> <p>第八十七条 令第八条第七項の規定による協会の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を經由して、協会に申し出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 被保険者は、認定を受けようとする者が令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 被保険者は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を經由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(特定疾病給付対象療養に係る認定)</p> <p>第八十七条 令第八条第七項の規定による協会の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を經由して、協会に申し出なければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2 認定を受けようとする者は、令第九条第一項第五号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を經由して、その旨を協会に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第二項の規定を準用する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

第三條 国民健康保険法施行規則の一部改正
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線に改める。

(裏面)

注意事項
 1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。
 2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
 4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考
 1. この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
 3. 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
 4. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 5. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
 6. 健康保険法施行規則第2条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、5記載の適用区分「オ」又は「Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。
 7. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
平成 年 月 日 交付				
被保険者	記号	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>		男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
適用・減額対象者	氏名	<input type="text"/>		男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
	住所	<input type="text"/>		
発行年月日	平成 年 月 日			
有効期限	平成 年 月 日			
適用区分	<input type="text"/>			
長期入院当該	平成 年 月 日	保険者印		<input type="text"/>
保険者	所在地	<input type="text"/>		
	保険者番号名称及び印	<input type="text"/>		

様式第七号 (第九十五条関係)

(裏面)

注意事項
 1. この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自著して大切に保持してください。
 2. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
 3. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、必ずこの証を被保険者証及び高齢受給者証に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
 4. 被保険者の資格がなくなったとき、日本国内に住所を有する者が75歳に達したとき、65歳以上75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 6. 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考
 1. この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 2. この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
 3. 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
 4. 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
 5. 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は、「オ」と、同条第3項第4号に掲げる者である場合は「Ⅰ」と、同項第3号に掲げる者である場合は「Ⅱ」と記載すること。
 6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
平成 年 月 日 交付				
被保険者	記号	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>
	氏名	<input type="text"/>		男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
適用・減額対象者	氏名	<input type="text"/>		男女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
	住所	<input type="text"/>		
発行年月日	平成 年 月 日			
有効期限	平成 年 月 日			
適用区分	<input type="text"/>			
長期入院当該	平成 年 月 日	保険者印		<input type="text"/>
保険者	所在地	<input type="text"/>		
	保険者番号名称及び印	<input type="text"/>		

様式第七号 (第九十五条関係)

様式第一号の八(第二十七条の十四の二関係)

改正後

(裏面)

注意事項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

(表面)

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日 年 月 日

記号			番号												
(組合員) 世帯主	住所														
	氏名				男・女										
対象者用	氏名				男・女										
	生年月日	年	月	日											
発行情日		年	月	日											
有効期限		年	月	日											
適用区分															
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>													

- 備考
- この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 - 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」と記載すること。
 - 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に該当する場合は「オ(境)」と記載すること。
 - この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 - 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
 - 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

注意事項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料(税)を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

(表面)

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日 年 月 日

記号			番号												
(組合員) 世帯主	住所														
	氏名				男・女										
対象者用	氏名				男・女										
	生年月日	年	月	日											
発行情日		年	月	日											
有効期限		年	月	日											
適用区分															
保険者番号並びに保険者の名称及び印		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>													

- 備考
- この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 - 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第3項第1号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「オ」と記載すること。
 - この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 - 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
 - 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八(第二十七条の十四の二関係)

改正前

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

(表面)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 年 月 日

記号			番号												
(組合員) 世帯主	住所				男・女										
	氏名														
対象者 減額	氏名				男・女										
	生年月日	年 月 日													
発行期日	年 月 日														
有効期限	年 月 日														
適用区分															
長期入院 該当年月日	年 月 日			保険者印											
被保険者番号並びに 被保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>														

- 備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第4号に該当する場合は「I」と、同項第3号に該当する場合は「II」と記載すること。
3. 2に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「I(境)」と記載すること。
4. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
 - 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 療養を受けるときは、被保険者証及び高齢受給者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

(表面)

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日 年 月 日

記号			番号												
(組合員) 世帯主	住所				男・女										
	氏名														
対象者 減額	氏名				男・女										
	生年月日	年 月 日													
発行期日	年 月 日														
有効期限	年 月 日														
適用区分															
長期入院 該当年月日	年 月 日			保険者印											
被保険者番号並びに 被保険者の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>														

- 備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第4項第4号に該当する場合は「I」と、同項第3号に該当する場合は「II」と記載すること。
3. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

<p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。</p> <p>(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</p> <p>(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</p> <p>2. 療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>備考</p>	<p>(表面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">交付年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被保険者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名 男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発 行 期 日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有 効 期 限 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適 用 区 分</td> </tr> <tr> <td>長 期 入 院 該 当 年 月 日</td> <td>年 月 日 保 險 者 印</td> </tr> <tr> <td>保険者番号並びに保険者の名称及び印</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		交付年月日 年 月 日		被保険者番号		被保険者	住 所	氏 名 男・女	生年月日 年 月 日	発 行 期 日 年 月 日		有 効 期 限 年 月 日		適 用 区 分		長 期 入 院 該 当 年 月 日	年 月 日 保 險 者 印	保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>										
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証																															
交付年月日 年 月 日																															
被保険者番号																															
被保険者	住 所																														
	氏 名 男・女																														
	生年月日 年 月 日																														
発 行 期 日 年 月 日																															
有 効 期 限 年 月 日																															
適 用 区 分																															
長 期 入 院 該 当 年 月 日	年 月 日 保 險 者 印																														
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>																														

備考 1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

3. 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第3号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第4号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第14条第7項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。

4. 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第40条第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区分Ⅰ」に加え、「(境)」と記載すること。

5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

6. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

<p>(裏面)</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1. この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。</p> <p>(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</p> <p>(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</p> <p>2. 療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町村に提出してください。</p> <p>5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> <p>備考</p>	<p>(表面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">交付年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被保険者番号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被保険者</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>氏 名 男・女</td> </tr> <tr> <td>生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発 行 期 日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有 効 期 限 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適 用 区 分</td> </tr> <tr> <td>長 期 入 院 該 当 年 月 日</td> <td>年 月 日 保 險 者 印</td> </tr> <tr> <td>保険者番号並びに保険者の名称及び印</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		交付年月日 年 月 日		被保険者番号		被保険者	住 所	氏 名 男・女	生年月日 年 月 日	発 行 期 日 年 月 日		有 効 期 限 年 月 日		適 用 区 分		長 期 入 院 該 当 年 月 日	年 月 日 保 險 者 印	保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>										
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証																															
交付年月日 年 月 日																															
被保険者番号																															
被保険者	住 所																														
	氏 名 男・女																														
	生年月日 年 月 日																														
発 行 期 日 年 月 日																															
有 効 期 限 年 月 日																															
適 用 区 分																															
長 期 入 院 該 当 年 月 日	年 月 日 保 險 者 印																														
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> <td style="width: 15px; height: 15px;"></td> </tr> </table>																														

備考 1. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

3. 適用区分欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第1項第3号に掲げる者である場合は「区分Ⅱ」と、同項第4号に掲げる者である場合は「区分Ⅰ」と、第十四条第7項に掲げる者である場合は「区分Ⅰ（老福）」と記載すること。

4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行規則第八十六条第一項並びに第九十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第二条中船員保険法施行規則第八十七条第一項、第二項及び第四項の改正規定は、平成二十九年七月一日から施行する。

(健康保険法施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則及び第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 この省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例による。